

2011年3月発行

第1号

平成22年度

# 第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

中流左岸域版 (大阪府枚方市、寝屋川市及び守口市域) 平成23年2月21日開催分

## ■開催概要

開催日時:平成23年2月21日(月) 14:30~16:30

場 所:淀川管内河川レンジャー中央流域センター

### 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 中流左岸域地域協議会(仮称)の設置及び要綱の説明
4. 委員紹介
5. 会長、副会長の選出
6. 議 事
  - (1) 地域協議会(仮称)の設置及び位置づけについて
  - (2) 淀川河川公園における取り組みについて
  - (3) 地区会議の開催方針(案)について
7. その他
8. 閉 会

### 配布資料(一覧)

#### ■説明事項に関する資料

- ・資料1 淀川河川公園中流左岸域地域協議会(仮称)設置趣旨(案)及び位置づけ等
- ・資料2 淀川河川公園中流左岸域の概要
- ・資料3 淀川河川公園の概要
- ・資料4 利用者・利用団体等からの意見収集

#### ■審議資料

- ・審議資料1 設置要綱(案)及び委員名簿(案)
- ・審議資料2 地区会議の開催方針(案)

#### ■参考資料

- ・参考資料1 淀川水系河川整備計画の概要
- ・参考資料2 淀川河川公園基本計画改定の概要
- ・参考資料3 上流域・中流右岸域整備計画案
- ・参考資料4 淀川河川公園基本計画(冊子)
- ・参考資料5 淀川河川公園利用マップ

1. 開会
2. 挨拶
3. 中流左岸域地域協議会(仮称)の設置及び要綱の説明について

### 主な発言

#### [学識者委員]

- ・委員名簿案を見ると協議会事務局が公園管理者となり、河川管理者が出ていませんが、協議会の意見は河川管理者も尊重するという点でよいでしょうか。

#### [事務局]

- ・河川管理者が事務局として入ることになっていませんが、河川管理者と公園管理者は密接に連携を取る立場であり、河川事業者としても協議会の意見を尊重することになります。

#### [行政委員]

- ・会議録の公開に関して、委員の確認を行った後に公開することになるのでしょうか。

#### [事務局]

- ・その通りです。

#### [事務局]

- ・他に設置要綱(案)についてご意見等がなければ、確認頂いたということにさせていただきます。



[全員]

- ・異議ありません

[事務局]

- ・中流左岸域地域協議会(仮称)設置要綱(案)は、(仮称)と(案)をとり、本日から施行することとします。

#### 4. 会長、副会長の選出

[事務局]

- ・設置済みの上流域及び中流右岸域地域協議会では、造園分野の学識者委員に会長を、河川環境に関する分野の学識者に副会長をお願いしている。事務局の提案として本協議会も差し支えなければそのようにさせていただきますと思います。

[全員]

- ・異議ありません

[事務局]

- ・会長に学識者委員、副会長に学識者委員をお願いします。

#### 議事(1) 地域協議会(仮称)の設置及び位置づけについて

[学識者委員]

- ・地区の区分に関して、太間地区と点野地区は淀川新橋で区分されていますが、グラウンドのところで区分した方がいいのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・淀川新橋の南側のグラウンドまでを太間地区としているため、区分線の位置の修正をお願いしたいと思います。

[学識者委員]

- ・協議会で対象とする範囲は、既に指定されている地区ということですが、公園に指定されていなく、市町村等が占有している部分は対象外とするのでしょうか。

[事務局]

- ・占有公園は、河川保全利用委員会の中で別途意見を頂いているため、直接の議題の対象にはしませんが、意見を頂いた場合は、連携を図っていきます。

[地域住民代表]

- ・河川保全利用委員会と地域協議会の関係を説明して欲しいと思います。

[事務局]

- ・淀川河川計画が策定され、スポーツ施設は縮小し、川らしい利用をしていこうという考え方になっています。河川敷の運動施設には3つのタイプがあり、国が管理するもの、自治体や学校が占有するもの、自由使用があります。占有に関しては保全利用委員会で占有者と個別に施設の存続に関して議論しています。自由使用について、行き過ぎた利用は撤去や是正指導を行っています。今回の協議会は国の管理する範囲を対象にするものであります。

[学識者委員]

- ・自由使用のエリアはどういうところで議論されるのでしょうか。

[事務局]

- ・河川保全利用委員会とは別に、学識経験者や地域の意見を聞いて検討することになりますが、議論する場は立ち上がっていません。ただし不法で使われているものに対しては、河川法に基づき是正しています。

[地域住民代表]

- ・国管理の区域と占有の区域の区分は、利用者には関係がないことであり、河川の利用として一体的な議論が必要ではないのでしょうか。

[事務局]

- ・事務局としても承知しています。これからの河川づくり、公園づくりとして方針の転換をしていく必要があるため、国管理部分でモデル的に進めています。占有部分に関しては、なくしていくことが基本的な大きな方針ですが、すぐには難しいため、国管理部分で対象を絞って議論します。全体の議論は、全体協議会で議論させていただきますと思います。

[行政委員]

- ・この協議会と占有に関する河川保全委員会の議論が重複する場合は、どのように対応していくのでしょうか。

[事務局]

- ・今後、議論が進む中で、占有区域も含めた整備計画案を提示した場合や地域からあわせて検討する意見があった場合に重複することになります。その場合は議論に適した方に参加頂き議論を行う仕組みとなります。

[地域住民代表]

- ・議論の対象として、除外して議論するとのことですが、全体を視野に入れて計画を検討する必要がでてくるのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・占有区域も含めて、国営公園として環境に戻していこうとすると、占有グラウンドは廃止することになります。しかし、自治体ではまちの中に新しいグラウンドを作ることができません。全部を議論できる協議会ではあるが、当面、国の管理の部分を整備しモデルを示していきたいと思っています。

[地域住民代表]

- ・占有について保全利用委員会で議論している内容を説明して頂きたいと思います。

[事務局]

- ・次回の協議会で河川保全利用委員会の状況に関して情報共有させていただきますと思います。

[行政委員]

- ・自由使用箇所は公園未整備箇所ということですが、整備地区に隣接して自由使用のゾーンがあると、一体感がなくなるので、一緒に検討したいという要望も出てくるのではないのでしょうか。

[事務局]

- ・1年後ぐらいに整備計画案を示したいと思っています。環境とのつながりの中で隣接地も合わせて整備するご意見があれば、そのタイミングで追加開園していきたいと思っています。

[学識者委員]

- ・将来的には自由使用箇所も公園化していくことも考えているのでしょうか。全部が自由使用でもよいのではないかと思います。

[事務局]

- ・未整備区域も含めて公園として都市計画決定されています。河川敷をすべて自由使用にするとゴミが捨てられたり、早い者勝ちで土地を利用したり、公平に使われません。

[学識者委員]

- ・公園とはグランド的な利用のみでなく、自然環境とうまくバランスを取っていくところも含めて公園です。基本計画で公園区域になっているというグランドにするという意味ではないと理解しています。基本計画に従い、協議会をつくっている方と議論をやる場がつけられたことが新しくなりました。

[地域住民代表]

- ・自由使用の部分については、別の場で方向性については明文化しておいて頂きたいと思います。

[行政委員]

- ・生態系保全の推進は理解できます。生態系保全と相反するスポーツ利用については排除していくということでしょうか。

[事務局]

- ・すぐに全部をなくすことはしませんが、将来的にはなくしていく方向です。

[行政委員]

- ・グランドゴルフ場の整備について、市民や議会から要望が出ているので、枚方市として要望していきたいと思っています。

## 5. 議事(2) 淀川河川公園における取り組みについて

[地域住民代表]

- ・淀川は人の生活に密着しており、舟運等があるから人口が集中し、文化や経済が発達してきました。しかし河川改修により生活とは関係のない川になり、別の利用がたくさん出てきました。このあたりの事実としての状況の情報共有は必要であると思います。

[学識者委員]

- ・生物多様性の中には文化的なサービスという考えも入っています。

[学識者委員]

- ・川でなければ利用ができない利用には疑問があります。野球は川でなくてもできる代表的なものでありますが、建物に囲まれた学校のグランドよりも、河川敷でするほうが川の空気を楽しみながら行うことができます。河川敷でなくても良いものと安易に言っても良いものでしょうか。川でなくてもよいものでもいくつかはあっていいと思います。

[事務局]

- ・その通りであり、多目的広場ゾーンして残っています。ただ、これからは新しいエリアには運動施設は控えていくということで、運動施設を全廃するのではなく、利用状況、立地状況を踏まえて縮小するという事です。

[地域住民代表]

- ・多目的広場はグリーンなグランドであり、野球もできる子どもも遊べるという理解でよいでしょうか。

[事務局]

- ・野球の団体が入ると、排他独占的に使われるので、野球は野球場利用を想定しています。多目的広場ではキャッチボールなど、現在の枚方地区と同様の使い方です。

[学識者委員]

- ・公園は自然の保全と利用と、風景地の保護と利用の両方の側面を持っています。自然の利用の仕方、自然のものでやるスポーツというのが大事な利用として位置づけられています。自然の程と自然に活かされた利用のあり方は、状況や場所、時代の流れによって変わります。いろんな側面があるので、協議会で議論するにはよいと思います。

[学識者委員]

- ・ベンチや四阿などの木陰、看板等の案内、学習ができることは不可欠な施設であると思いますが、どのような方向性になっているのでしょうか。

[事務局]

- ・治水の立場から、河川敷に工作物は作ることは極力控えるべきでだと思います。トイレを設置していますが、出水の時は撤去できるようにしています。木陰は、河川の阻害にならない範囲で樹木を植えています。今後、地区会議の意見も踏まえ検討していきます。

## 議事(3) 地区会議の開催方針(案)について

[学識者委員]

- ・先行の他のブロックで実施しているように進めることで良いと思います。

[行政委員]

- ・推薦者候補のリストアップの日程、他の地区でどのような団体が推薦されているのかを教えてください。

[事務局]

- ・年度明け早々には、スケジュールと他の地区での参加リストを整理して改めてお願いします。3ヶ月程度でリストアップして頂き、7月に議論するという流れで考えています。

[行政委員]

- ・自治体として、協議会委員以外の職員が参加するという認識でよいでしょうか。

[事務局]

- ・協議会に出席して頂いている自治体の方には是非とも参加していただきたいです。また、他の方が参加する等は柔軟に対応させていただきます。

[学識者委員]

- ・NPO等の推薦団体は自治体がよく知っているということでしょうか。

[事務局]

- ・他の地区でも声掛けをして頂いています。幅広く推薦して頂きたいと思います。

## 6. 閉会

### 【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: yodogawa-kouen@kk.mlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



[http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park\\_kyougi/index.html](http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyougi/index.html)

2011年3月発行

第1号

平成22年度

第1回 淀川河川公園 地域協議会 会議録

中流左岸域版(大阪府枚方市、寝屋川市及び守口市域)平成23年2月21日